

厚生労働省発保 1113 第 17 号
令和 6 年 11 月 13 日

中央社会保険医療協議会
会 長 小 塩 隆 士 殿

厚生労働大臣
福 岡 資 麿

諮 問 書

(保険医療機関等における資格確認方法の変更に伴う所要の見直しについて)

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 82 条第 1 項、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項(船員保険法第 54 条第 2 項及び第 58 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき、保険医療機関等における資格確認方法の変更に伴う所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙「マイナ保険証の利用促進等について」(令和 6 年 10 月 31 日第 184 回社会保障審議会医療保険部会資料 2)に基づき行っていただくよう求めます。

「マイナ保険証の利用促進等について」（令和6年10月31日第184回社会保障審議会医療保険部会資料2）（抄）

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

| | 資格確認方法 | 備考 |
|---|--------------------------------|--|
| ① | マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む | 医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能 |
| | マイナポータル画面(PDF含む) +マイナンバーカード | マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示 |
| | 資格情報のお知らせ +マイナンバーカード | マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示 |
| ② | 資格確認書（・健康保険証） | 資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能 |